

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1章 大規模小売店舗立地法について</p> <p>1-1 大規模小売店舗立地法の対象となる店舗</p> <p>3 店舗面積が1,000㎡以下の小売店舗について</p> <p>「店舗面積」が1,000㎡以下の小売店舗については、法に基づく届出・手続なしに営業を行うことができます。判断が難しい場合は、店舗面積の確認を行いますので、図面（求積図を含みます。）を用意の上、経済局窓口までご相談ください。</p> <p>建物内の「店舗面積の合計」を増加させるとき、増加後の店舗面積が1,000㎡以下の場合には手続<u>き</u>不要ですが、増加後の店舗面積が1,000㎡を超えるときは、法に基づく「大型店の新設」の届出・手続が必要となります。なお、大店法の届出に基づき開店した小売店舗（店舗面積500㎡超1,000㎡以下）であっても、増加後の店舗面積が1,000㎡を超える場合には、「大型店の新設」扱いになります。</p> <p>1-2 （略）</p> <p>1-3 （略）</p> <p>1-4 指針と本市運用要綱</p> <p>法において、大型店の設置者は、「指針」を踏まえて周辺的生活環境の保持に配慮するものとされています。</p> <p>しかし、横浜市は、大型店には指針を踏まえて必要な配慮を行うとともに、大型店自らが地域社会における重要な一員であるということを自覚し、市内で大型店を設置・運営するにあたり、横浜市の地域特性や出店（予定）地の実情を踏まえたより適切な配慮を行い、積極的に地域づくり・街づくりに貢献していく責務があるものと考えています。</p> <p>このため、横浜市は、市内における大型店の立地に関し、より出店地の実情に配慮した出店を行い、地域と大型店との調和を図るために、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」を制定し、指針を補う基準として「横</p>	<p>第1章 大規模小売店舗立地法について</p> <p>1-1 大規模小売店舗立地法の対象となる店舗</p> <p>3 店舗面積が1,000㎡以下の小売店舗について</p> <p>「店舗面積」が1,000㎡以下の小売店舗については、法に基づく届出・手続なしに営業を行うことができます。判断が難しい場合は、店舗面積の確認を行いますので、図面（求積図を含みます。）を用意の上、経済局窓口までご相談ください。</p> <p>建物内の「店舗面積の合計」を増加させるとき、増加後の店舗面積が1,000㎡以下の場合には手続<u>は</u>不要ですが、増加後の店舗面積が1,000㎡を超えるときは、法に基づく「大型店の新設」の届出・手続が必要となります。なお、大店法の届出に基づき開店した小売店舗（店舗面積500㎡超1,000㎡以下）であっても、増加後の店舗面積が1,000㎡を超える場合には、「大型店の新設」扱いになります。</p> <p>1-2 （略）</p> <p>1-3 （略）</p> <p>1-4 指針と本市運用要綱</p> <p>法において、大型店の設置者は、「指針」を踏まえて周辺的生活環境の保持に配慮するものとされています。</p> <p>しかし、横浜市は、大型店には指針を踏まえて必要な配慮を行うとともに、大型店自らが地域社会における重要な一員であるということを自覚し、市内で大型店を設置・運営するにあたり、横浜市の地域特性や出店（予定）地の実情を踏まえたより適切な配慮を行い、積極的に地域づくり・街づくりに貢献していく責務があるものと考えています。</p> <p>このため、横浜市は、市内における大型店の立地に関し、より出店地の実情に配慮した出店を行い、地域と大型店との調和を図るために、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」を制定し、指針を補う基準として「横</p>

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

浜市大規模小売店舗立地法運用基準 (市基準)」及び必要な事務手続等を定めています。

主な手続として、届出前に出店概要書や事前説明書の作成・提出、関係機関との協議、意見書[法 8-2]に対する見解書の作成・提出などです。なお事前説明書の作成にあたっては、本手引きのほか「作成見本」と「留意事項」をホームページからダウンロードして、ご確認ください。 [要綱 3]

(略)

1-5 (略)

1 届出の種類と「届出時期」の目安

表記	届出の種類	届出時期の目安
法 5-1	新設の届出	「新設する日（開店日）」の 8 か月前まで
法 6-1	大型店設置者/小売業者等の変更届出	変更後遅滞なく
法 6-2	店舗面積/施設配置の変更届出	「変更する日」の 8 か月前まで
◆法 6-2	施設運営方法等の変更届出	あらかじめ <u>(目安)</u>
法 6-5	廃止の届出	あらかじめ
法 11-3	承継の届出	承継後遅滞なく
法附 5	大店法で開店した店舗（既存店）の店舗面積/施設配置の変更届出	「変更する日」の 8 か月前まで
◆法附 5	大店法で開店した店舗（既存店）の施設運営方法等の変更届出	あらかじめ

浜市大規模小売店舗立地法運用基準 [要綱 3]」及び必要な事務手続等を定めています。

主な手続として、届出前に出店概要書や事前説明書の作成・提出、関係機関との協議、意見書[法 8-2]に対する見解書の作成・提出などです。なお事前説明書の作成にあたっては、本手引のほか「作成見本」と「留意事項」をホームページからダウンロードして、ご確認ください。

(略)

1-5 (略)

1 届出の種類と「届出時期」

表記	届出の種類	届出時期
法 5-1	新設の届出	「新設する日（開店日）」の 8 か月前まで
法 6-1	大型店設置者/小売業者等の変更届出	変更後遅滞なく
法 6-2	店舗面積/施設配置の変更届出	「変更する日」の 8 か月前まで
◆法 6-2	施設運営方法等の変更届出	あらかじめ
法 6-5	廃止の届出	あらかじめ <u>(目安)</u>
法 11-3	承継の届出	承継後遅滞なく
法附 5	大店法で開店した店舗（既存店）の店舗面積/施設配置の変更届出	「変更する日」の 8 か月前まで
◆法附 5	大店法で開店した店舗（既存店）の施設運営方法等の変更届出	あらかじめ

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

要綱9	届出を要しない変更の「報告」	あらかじめ
-----	----------------	-------

2 (略)

3 (略)

1-6 各手続に伴う提出書類及び提出部数について

法5条1項(新設)、法6条2項(変更)、附則5条1項(既存店の最初の変更)に伴う必要書類及び提出部数は、次のとおりです。なお、市境店舗(次頁参照)に該当する場合は、店舗敷地境界から1kmの範囲内において法運用を行う他の自治体数を加えた部数が必要となりますのでご注意ください。

	提出書類	法5条1項	法6条2項 附則5条1項
出店概要書	①出店概要書 ②図面(広域見取図、周辺見取図、建物配置図、案内経路図)	2部	1部 ※1、2
事前説明書	①事前説明書 ②交通資料・騒音資料・図面	4部	3部 ※1、2
届出書	①届出書 ②届出書添付図面 ※3 ③法人登記簿(住民票) ※4 ④添付書類 ※5 ⑤上記①②④の電子データ	①～④9部 ⑤1部	4部 ※1、2

要綱9	届出を要しない変更の「報告」等	あらかじめ
-----	-----------------	-------

2 (略)

3 (略)

1-6 各手続に伴う提出書類及び提出部数について

※本市は、令和8年4月1日より、電子データによる届出に移行しました。

各書類の提出は、電子メール及び横浜市電子申請・届出システムで受付しています。

横浜市電子申請・届出システムの詳細は以下のURLをご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/ri_tihou/tebiki/systemlink.html

各手続に伴う提出書類は以下のとおりです。

		提出書類	提出方法
法5条1項	出店概要書	①出店概要書 ②図面(広域見取図、周辺見取図、建物配置図、案内経路図) ※1	電子メール
法6条2項	事前説明書	①事前説明書 ②交通資料・騒音資料・図面 ※1	
附則5条1項	届出書	①届出書 ②届出書添付図面 ※1 ③添付書類 ※2	横浜市電子申請・届出システム
○注意事項		※1 (法6条2項、附則5条1項の届出の場合) 変更前と変更後の図面を添付します。 ※2 法及び施行規則に基づく「添付書類」の一部として、関係機関との協議を終えた「計画説明書」を添付す	

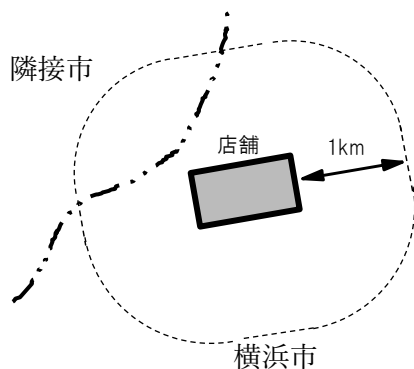
横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>○注意事項</p> <p>※1 変更前と変更後の図面を添付します。</p> <p>※2 駐車場等車両の流れが変わる変更及び深夜時間帯(午後11時～午前6時)への変更の場合、県警本部交通規制課への送付分1部を加えた部数。</p> <p>※3 ④添付書類に同じ図面が添付されている場合は不要です。</p> <p>※4 届出者が個人の場合、原則として住民票の写し(コピー可)を添付します。届出者が法人の場合、届出書に法人登記簿を添付します。法人登記簿は届出書1部に謄本を添付します。</p> <p>※5 法及び施行規則に基づく「添付書類」の一部として、関係機関との協議を終えた「計画説明書」を添付することができます。</p>	<p style="text-align: center;"><u>ることができます。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>法6条1項</td> <td>①届出書</td> </tr> <tr> <td>法6条5項</td> <td>①届出書</td> </tr> <tr> <td>法11条3項</td> <td>①届出書</td> </tr> </table>	法6条1項	①届出書	法6条5項	①届出書	法11条3項	①届出書				
法6条1項	①届出書										
法6条5項	①届出書										
法11条3項	①届出書										
<p>法6条1項(店舗名称、設置者、小売業者の変更)、法6条5項(廃止)、及び法11条3項(承継)の届出については、次のとおりです。なお、変更内容によっては郵送で受け付けますので、経済局窓口までご相談ください。</p>	<p>※<u>代理人が届出を行う場合は委任状(代理人が設置者から委任されていることを証明する書類、任意様式)の添付が必要です。</u></p> <p>※<u>紙での届出を希望される場合はご相談ください。</u></p>										
<table border="1"> <tr> <td>法6条1項</td> <td>①届出書 ②法人登記簿(設置者の代表者変更の場合に添付、コピー可)</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>法6条5項</td> <td>①届出書</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>法11条3項</td> <td>①届出書 ②承継の事実を証する書類(コピー可) ③法人登記簿(承継者が法人の場合に添付、コピー可)</td> <td>1部</td> </tr> </table>	法6条1項	①届出書 ②法人登記簿(設置者の代表者変更の場合に添付、コピー可)	2部	法6条5項	①届出書	1部	法11条3項	①届出書 ②承継の事実を証する書類(コピー可) ③法人登記簿(承継者が法人の場合に添付、コピー可)	1部	<p>1-7 市境店舗(市境付近の店舗)について</p>	
法6条1項	①届出書 ②法人登記簿(設置者の代表者変更の場合に添付、コピー可)	2部									
法6条5項	①届出書	1部									
法11条3項	①届出書 ②承継の事実を証する書類(コピー可) ③法人登記簿(承継者が法人の場合に添付、コピー可)	1部									
<p>1-7 市境店舗(市境付近の店舗)について</p>											

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

横浜市内の大型店のうち、「当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に横浜市以外の市域を含むもの」を「市境店舗」と定義しています。(下図参照)

市境店舗は、生活環境に与える影響が隣接市域にも及ぶおそれがあり、当該区域についても生活環境の保持のための配慮が必要であることから、当該区域及び当該区域を所管する大店立地法運用自治体に対する手続を規定している箇所があります。



- ・届出書提出部数の指定 [要綱6]
- ・説明会の開催に係る配慮 [要綱11-5]
- ・説明会の開催公告 [要綱13-1]

市境
(略)

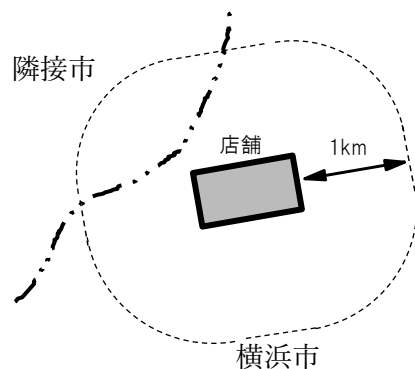
第2章 届出事項等に関する留意点について

事前説明書の作成においては、指針で規定する「立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測」を行うために、店舗建物のほか周辺の道路、建物等も含めた詳細で正確な図面が必要です。また調査・予測手法の誤り等による書類作成や手続のやり直しを防ぐため、事前に経済局窓口及び関係窓口と技術的事項に関する調整を行ってください。各届出事項等に関する取扱いは次のとおりです。

<大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (2-1、2-2、2-3、2-4) >

横浜市内の大型店のうち、「当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に横浜市以外の市域を含むもの」を「市境店舗」と定義しています。(下図参照)

市境店舗は、生活環境に与える影響が隣接市域にも及ぶおそれがあり、当該区域についても生活環境の保持のための配慮が必要であることから、当該区域及び当該区域を所管する大店立地法運用自治体に対する手続を規定している箇所があります。



- ・説明会の開催に係る配慮 [要綱11-5]
- ・説明会の開催公告 [要綱13-1]

市境
(略)

第2章 届出事項等に関する留意点について

事前説明書の作成においては、指針で規定する「立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測」を行うために、店舗建物のほか周辺の道路、建物等も含めた詳細で正確な図面が必要です。また調査・予測手法の誤り等による書類作成や手続のやり直しを防ぐため、事前に経済局窓口及び関係窓口と技術的事項に関する調整を行ってください。各届出事項等に関する取扱いは次のとおりです。

<大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (2-1、2-2、2-3、2-4) >

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>2-1 駐車場の位置及び収容台数 →関係窓口：窓口一覧参照</p> <p>1 (略)</p> <p>2 駐車場の収容台数</p> <p>(1) 必要駐車台数</p> <p><u>市基準及び指針に基づき、必要駐車台数を算出し、多いほうの台数とします。なお、横浜駅周辺及びみなとみらい21地区等については、取扱いが異なる場合があります。</u></p>	<p>2-1 駐車場の位置及び収容台数 →関係窓口：窓口一覧参照</p> <p>1 (略)</p> <p>2 駐車場の収容台数</p> <p>(1) 必要駐車台数</p> <p><u>指針※に基づき、必要駐車台数を算出します。(指針※：商業地区で駅からの距離が500m未満の場合は、市基準による自動車分担率の計算式を適用してください。)</u></p> <p><u>あわせて、既存類似店舗の実績等による駐車需要の予測を行い、算出した台数の多い方の台数としてください。</u></p> <p><u>また、開店後に駐車場への入庫待ちによる路上滞留が発生しないよう、特に大規模施設（総合店や大型スーパー等）や複合施設など店舗形態により、平均駐車時間や日常的な集客数などが異なる可能性があることを踏まえ、設置者は店舗形態等に応じて責任を持って必要台数の調査・予測を行ってください。</u></p> <p><u>なお、横浜駅周辺など地区ルールが定められている場合については、取扱いが異なる場合があります。</u></p>						
<p><横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）></p>	<p><横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）<u>抜粋</u>></p>						
<p>1 駐車場の必要台数及び位置</p> <p><u>(1) 横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を踏まえ、市内大規模小売店舗における年間の平均的な休祭日のピーク1時間の駐車需要をおおむね収容できる水準の参考値として、次に掲げる基準により必要な駐車台数の確保について配慮を求めるものとする。なお、本基準の適用にあたっては、個々の案件ごとに数値の妥当性について検討を行うものとする。</u></p>	<p>1 駐車場の必要台数及び位置</p> <p><u>(1) 横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を鑑みて、必要駐車台数の算出にあたっては、指針表中の自動車分担率に関する記載について、次の計算式を用いるものとする。</u></p>						
	<table border="1"> <tr> <td><u>C：自動車分担率</u></td> <td><u>商業地区</u></td> <td><u>その他地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>人口 100万人以上</u></td> <td><u>23+0.014L (L<500)</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> </table>	<u>C：自動車分担率</u>	<u>商業地区</u>	<u>その他地区</u>	<u>人口 100万人以上</u>	<u>23+0.014L (L<500)</u>	<u>50</u>
<u>C：自動車分担率</u>	<u>商業地区</u>	<u>その他地区</u>					
<u>人口 100万人以上</u>	<u>23+0.014L (L<500)</u>	<u>50</u>					

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

必要駐車台数基準（店舗面積 1,000 m ² あたりの必要台数）			30	(L ≥ 500)
立地場所	商業地域・近隣商業	その他地域		
店舗面積	地域			
20,000 m ² 以上	33 台/千m ²	65 台/千m ²		
12,000 m ² 以上	40 台/千m ²	68 台/千m ²		
12,000 m ² 以下の部分				
20,000 m ² 未満	22 台/千m ²	60 台/千m ²		
12,000 m ² を超える部分				
6,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	40 台/千m ²	68 台/千m ²		
6,000 m ² 未満	32 台/千m ²	58 台/千m ²		
<p>(注)「商業地域・近隣商業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。）に定める商業地域及び近隣商業地域を指し、「その他地域」とはそれ以外の地域をいう。</p> <p>(注)必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。 ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合 パークアンドライドサービスの導入、車両の乗り入れが禁止されている地区へ出店する場合 その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値とかい離があると認められる場合 エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用する場合 大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して 1 日に来店する客数が極端に少ない場合 			<p>※併設施設の比率倍する台数及び交通量予測のピーク時来台数も上記計算式によるものとする。</p> <p>あわせて、既存類似店舗の実績等に既存類似店舗の実績等による駐車需要を算出することとし、原則として、計算式による算出結果と既存類似店舗の実績等による算出結果のうち最も多い台数を必要駐車台数とすることを求めるものとする。</p> <p>「既存類似店舗」は、同業態の市内店舗で立地特性（用途地域、商圈世帯数）に類似性がある大規模小売店舗とする（施設規模や併設施設の状況、駅からの距離等も参考にすること）。「実績等」は、原則 3 店舗の実績をもって検証することとする。</p>	

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積 1,000 m²あたり 15 台となっている。

(2) 電気自動車 (EV) 等の利用に限定する充電設備を設けた駐車スペース (EV 等専用駐車マス) についても、届出台数に含めることができる。ただし、設置後の駐車場の稼働状況を踏まえ、EV 等以外の利用もできるようにするなど、駐車需要に応じた適切な運営に努めるよう配慮を求めらるものとする。

(3) エキサイトよこはま 22 (横浜駅周辺大改造計画) の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールの適用を受けた場合は、大規模開発地区関連交通マニュアルに基づき必要台数を算定することができる。この場合算定に用いる係数等は、大規模開発地区関連交通マニュアル、指針等によることとする。

-

(2) 複合施設での必要駐車台数

「小売店舗来客用の駐車場」と併設の「非物販施設利用者の駐車場」が共用となる場合は、原則として次の考え方によります。

ア 非物販施設面積の合計が小売店舗面積の 2 割以下の場合

小売店舗来客と非物販施設の利用者は概ね一致すると考えられるため、非物販施設については原則として小売店舗の必要駐車台数に含まれると考えます。

イ 非物販施設面積の合計が小売店舗面積の 2 割を超える場合。

非物販施設について、その業態に応じて以下のような複数の方法で必要駐車台数を算出し、小売店舗の必要駐車台数とは別に確保する必要があります。

- ・指針に基づく、併設施設の割合に応じた算出

(2) 複合施設での必要駐車台数

「小売店舗来客用の駐車場」と併設の「非物販施設利用者の駐車場」が共用となる場合は、原則として次の考え方によります。

ア 非物販施設面積の合計が小売店舗面積の 2 割以下の場合

小売店舗来客と非物販施設の利用者は概ね一致すると考えられるため、非物販施設については原則として小売店舗の必要駐車台数に含まれると考えます。

イ 非物販施設面積の合計が小売店舗面積の 2 割を超える場合。

非物販施設について、その業態に応じて以下のような複数の方法で必要駐車台数を算出し、小売店舗の必要駐車台数とは別に確保する必要があります。

- ・指針※に基づく、併設施設の割合に応じた算出

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

併設施設の割合	指針値との比例式 (X：併設施設の割合(%))	(例) 指針に基づく、物販施設の 駐車場台数=100台 併設施設の割合=30%	併設施設の割合	指針値との比例式 (X：併設施設の割合(%))	(例) 指針※に基づく、物販施設の 駐車場台数=100台 併設施設の割合=30%
20～50%	$0.010X + 0.80$	100台 × 1.1 (= 0.010 × 30 + 0.80) = 110台	20～50%	$0.010X + 0.80$	100台 × 1.1 (= 0.010 × 30 + 0.80) = 110台
50～80%	$0.008X + 0.90$	※10台(110台-100台)が非物販施設用の必要駐車場台数となる。	50～80%	$0.008X + 0.90$	※10台(110台-100台)が非物販施設用の必要駐車場台数となる。
80%～	$0.002X + 1.38$		80%～	$0.002X + 1.38$	

・横浜市駐車場条例にもとづく「附置義務台数」からの算出

・類似店舗の実績に基づく算出

(3) 特別な事情の家具店等の取扱い

家具店等特別の事情により収容台数が「指針」「市基準」の必要駐車台数を下回る場合、既存類似店(複数店舗)の実績のほか、複数の方法を組み合わせることで当該大型店における必要駐車台数の検証を行うようにしてください。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 駐車場の収容台数を減少する場合の取扱いについて

駐車場収容台数を減少する場合は、原則として1年間分の駐車場利用実績にもとづき、その余剰台数を確認したうえで、当該余剰台数を上回らない範囲での減少台数とすることとします。

2-2 駐輪場の位置及び収容台数 →関係窓口：窓口一覧参照

1 駐輪場の位置及び収容台数

(指針※：商業地区で駅からの距離が500m未満の場合は、市基準による自動車分担率の計算式を適用してください。)

・横浜市駐車場条例に基づく「附置義務台数」からの算出

・類似店舗の実績に基づく算出

(3) 特別な事情の家具店等の取扱い

家具店等特別の事情により収容台数が、「指針※」の必要駐車台数を下回る場合、既存類似店(複数店舗)の実績のほか、複数の方法を組み合わせることで当該大型店における必要駐車台数の検証を行うようにしてください。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 駐車場の収容台数を減少する場合の取扱いについて

駐車場収容台数を減少する場合は、原則として1年間分の駐車場利用実績に基づき、その余剰台数を確認したうえで、当該余剰台数を上回らない範囲での減少台数とすることとします。

2-2 駐輪場の位置及び収容台数 →関係窓口：窓口一覧参照

1 駐輪場の位置及び収容台数

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

駐輪場の収容対象は、自転車及び原動機付自転車です。駐輪場の位置は、原則として当該大型店の敷地内に設けるとともに、必要駐輪場台数については、市基準及び条例（※）に基づき算出し、多いほうの台数とします。従業員の通勤用の駐輪場台数は、「小売店舗来客用の台数」には含めません。

※横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成31年4月1日以降に新築又は増築の建築確認申請を行う施設等が附置義務の対象です。）

<横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）>

(1) 駐輪場の必要台数

次の算定基準により必要な駐輪場の台数以上の確保について配慮を求めるものとする。なお、店舗面積が5,000㎡を超える店舗については、店舗面積が5,000㎡以下の部分については5,000㎡以下の部分の算定基準を、店舗面積が5,000㎡を超える部分については5,000㎡を超える部分の算定基準をそれぞれ使用して算出した台数を合算するものとする。

店舗の業態	算定基準	算定基準
総合店、食料品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 20㎡あたり 1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積 40㎡あたり 1台
衣料品専門店、 住・生活関連品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 75㎡あたり 1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積 150㎡あたり 1台

(注) 上記業態の分類については以下の定義による。

総合店：以下の食料品専門店、衣料品専門店及び住・生活関連品

駐輪場の収容対象は、自転車及び原動機付自転車です。駐輪場の位置は、原則として当該大型店の敷地内に設けるとともに、必要駐輪場台数については、市基準及び条例（※）に基づき算出し、多いほうの台数とします。従業員の通勤用の駐輪場台数は、「小売店舗来客用の台数」には含めません。

※横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成31年4月1日以降に新築又は増築の建築確認申請を行う施設等が附置義務の対象です。）

<横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）**抜粋**>

(1) 駐輪場の必要台数

次の算定基準により必要な駐輪場の台数以上の確保について配慮を求めるものとする。なお、店舗面積が5,000㎡を超える店舗については、店舗面積が5,000㎡以下の部分については5,000㎡以下の部分の算定基準を、店舗面積が5,000㎡を超える部分については5,000㎡を超える部分の算定基準をそれぞれ使用して算出した台数を合算するものとする。

店舗の業態	算定基準	算定基準
総合店、食料品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 20㎡あたり 1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積 40㎡あたり 1台
衣料品専門店、 住・生活関連品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 75㎡あたり 1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積 150㎡あたり 1台

(注) 上記業態の分類については以下の定義による。

総合店：以下の食料品専門店、衣料品専門店及び住・生活関連品

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>専門店で該当しない店舗 食料品専門店：店舗全体の売上高に占める食料品関連の売上高が 70% を超えるなど主として食料品を取り扱う店舗 衣料品専門店：店舗全体の売上高に占める衣料品関連の売上高が 70% を超えるなど主として衣料品を取り扱う店舗 住・生活関連品専門店：店舗全体の売上高に占める上記食料品・衣料品以外の取扱い品目の売上高が 70% を超えるなど主として住・生活関連品を取り扱う店舗 (注) 必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p><u>ア 駐輪場は、原則としてその必要台数を当該大規模小売店舗の敷地内に設置するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>イ 構造は、原則として平面式とする。やむを得ずラック式とする場合は、容易に入出庫できるよう 1 台あたりのスペースを十分確保するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 自転車の動線は自動車及び歩行者の動線と交錯を避け、安全に配慮するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>エ 通行帯を設ける場合は、幅員を十分確保するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>オ 駐輪場の出入口を明示する案内看板を見やすい場所に設置するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>カ 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例の取扱いに準じて、周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資する自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートを設置する場合は、ポートの設置台数を届出台数に含めることができる。ただし、設置後の駐輪場の稼働状況を踏まえ、個人所有の自転車の駐輪場を増やすなど、駐輪需要に応じた適切な運営に努めるよう配慮を求めるものとする。</u></p>	<p>専門店で該当しない店舗 食料品専門店：店舗全体の売上高に占める食料品関連の売上高が 70% を超えるなど主として食料品を取り扱う店舗 衣料品専門店：店舗全体の売上高に占める衣料品関連の売上高が 70% を超えるなど主として衣料品を取り扱う店舗 住・生活関連品専門店：店舗全体の売上高に占める上記食料品・衣料品以外の取扱い品目の売上高が 70% を超えるなど主として住・生活関連品を取り扱う店舗 (注) 必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。</p>
--	--

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

なお、「小売店舗来客用の駐輪場」と「併設の非物販施設利用者の駐輪場」が共用となる場合は、原則として次の考え方によります。

◆ 併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合や、併設施設の面積が小売店舗を上回る場合又は併設施設が小売店舗以上の集客力を有する場合などは、当該併設施設の必要台数を横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例に基づき算出し、小売店舗の必要駐輪台数の外数として確保してください（条例に基づく附置義務の対象となる施設に限ります。）。

◆ 上記以外の併設施設
小売店舗の必要駐輪台数の内数とすることが可能です。ただし、併設施設を含めた施設全体に対する条例に基づく附置義務台数が、小売店舗の必要駐輪台数を上回る場合は、その差分を小売店舗の必要駐輪台数の外数として確保してください。

2 (略)

2-3 (略)

2-4 廃棄物等保管施設の位置及び容量

1 容量の確保

店舗面積に含まない部分や併設施設についても、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき、適切な容量を確保してください。関係窓口で配布している手引き「大規模小売店舗立地法における事前説明書の廃棄物に係わる事項等の表について」を参照のうえ、容量の確保を行ってください。

2 (略)

2-5 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻
(略)

2-6 (略)

なお、「小売店舗来客用の駐輪場」と「併設の非物販施設利用者の駐輪場」が共用となる場合は、原則として次の考え方によります。

◆ 併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合や、併設施設の面積が小売店舗を上回る場合又は併設施設が小売店舗以上の集客力を有する場合などは、当該併設施設の必要台数を横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例に基づき算出し、小売店舗の必要駐輪台数の外数として確保してください（条例に基づく附置義務の対象となる施設に限ります。）。

◆ 上記以外の併設施設
小売店舗の必要駐輪台数の内数とすることが可能です。ただし、併設施設を含めた施設全体に対する条例に基づく附置義務台数が、小売店舗の必要駐輪台数を上回る場合は、その差分を小売店舗の必要駐輪台数の外数として確保してください。

2 (略)

2-3 (略)

2-4 廃棄物等保管施設の位置及び容量

1 容量の確保

店舗面積に含まない部分や併設施設についても、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき、適切な容量を確保してください。関係窓口で配布している手引「大規模小売店舗立地法における事前説明書の廃棄物に係わる事項等の表について」を参照のうえ、容量の確保を行ってください。

2 (略)

2-5 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(略)

2-6 (略)

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>2-7 (略)</p> <p>2-8 来退店経路の設定及び開店後の交通量予測 →関係窓口:窓口一覧参照</p> <p>1 来退店経路の設定</p> <p>「住宅地の生活道路」や「沿道に療養施設、社会福祉施設等が立地されている道路」、「学校の通学路」等静穏が要求されるような道路や狭隘な道路を極力回避し、最寄りの幹線道路からの経路設定を行ってください。また、現在の交通状況をよく把握し、交通渋滞の増大にならないよう、交通管理者及び道路管理者等と十分な協議を行ってください。</p> <p>2 開店後の交通量予測</p> <p>来退店経路のピーク時の方向別車両台数を算出し、現況交通量に加算することにより、交差点需要率や車線別混雑度等も含めた、開店後の交通量予測を行ってください。また、駐車場への経路が右折を伴うように設定されている場合には、来客車両による右折待ち渋滞が発生しないよう、右折レーンの滞留長についても検証を行ってください。</p> <p>2-9 騒音予測</p> <p>「等価騒音」及び「夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」について、騒音予測を行ってください。来客者駐車場内の騒音については、関係窓口で配布している「駐車場施設における騒音予測等について」の手引き、冷暖房設備の室外機等については、「室外機及び荷さばき作業等における騒音予測等について」の手引き、騒音の種類や予測地点や予測結果及び評価については、「留意事項」を参照してください。</p> <p>2-10 (略)</p> <p>2-11 (略)</p>	<p>2-7 (略)</p> <p>2-8 来退店経路の設定及び開店後の交通量予測 →関係窓口:窓口一覧参照</p> <p>1 来退店経路の設定</p> <p>「住宅地の生活道路」や「沿道に療養施設、社会福祉施設等が立地されている道路」、「学校の通学路」等静穏が要求されるような道路や狭隘な道路を極力回避し、最寄りの幹線道路からの経路設定を行ってください。また、現在の交通状況をよく把握し、交通渋滞の増大にならないよう、交通管理者及び道路管理者等と十分な協議を行ってください。</p> <p>2 開店後の交通量予測</p> <p><u>指針※に基づき、来退店経路のピーク時の方向別車両台数を算出し、現況交通量に加算することにより、交差点需要率や車線別混雑度等も含めた、開店後の交通量予測を行ってください。また、駐車場への経路が右折を伴うように設定されている場合には、来客車両による右折待ち渋滞が発生しないよう、右折レーンの滞留長についても検証を行ってください。(指針※:商業地区で駅からの距離が500m未満の場合は、市基準による自動車分担率の計算式を適用してください。)</u></p> <p>2-9 騒音予測</p> <p>「等価騒音」及び「夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」について、騒音予測を行ってください。来客者駐車場内の騒音については、関係窓口で配布している「駐車場施設における騒音予測等について」の手引、冷暖房設備の室外機等については、「室外機及び荷さばき作業等における騒音予測等について」の手引、騒音の種類や予測地点や予測結果及び評価については、「留意事項」を参照してください。</p> <p>2-10 (略)</p> <p>2-11 (略)</p>
--	--

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>第3章 法第5条第1項の手続を行うとき</p> <p>3-1 事前の手続きについて</p> <p>(略)</p> <p>3-2 (略)</p> <p>第4章 法第6条第2項の手続を行うとき</p> <p>4-1 届出が必要となる変更について</p> <p>1 届出が必要となる変更について</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 法第5条第1項の手続を行うとき</p> <p>3-1 事前の手続について</p> <p>(略)</p> <p>3-2 (略)</p> <p>第4章 法第6条第2項の手続を行うとき</p> <p>4-1 届出が必要となる変更について</p> <p>1 届出が必要となる変更について</p> <p>(略)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 523 981 587">変更の内容</th> <th data-bbox="981 523 1104 587">8か月制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 587 981 691">①大規模小売店舗の新設をする日 大型店の新設届出に係る手続中に、新設する日を繰り上げようとする場合</td> <td data-bbox="981 587 1104 1401" rowspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 691 981 850">②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」を超える面積に増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」を超える面積に増床する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 850 981 1137">③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を、届出の位置とは離れた位置に移動・増設・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1137 981 1401">④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合</td> <td data-bbox="981 1137 1104 1401">なし</td> </tr> </tbody> </table>	変更の内容	8か月制限	①大規模小売店舗の新設をする日 大型店の新設届出に係る手続中に、新設する日を繰り上げようとする場合	あり	②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」を超える面積に増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」を超える面積に増床する場合	③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を、届出の位置とは離れた位置に移動・増設・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合	④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 523 1910 587">変更の内容</th> <th data-bbox="1910 523 2022 587">8か月制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 587 1910 691">①大規模小売店舗の新設をする日 大型店の新設届出に係る手続中に、新設する日を繰り上げようとする場合</td> <td data-bbox="1910 587 2022 1401" rowspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 691 1910 850">②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」を超える面積に増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」を超える面積に増床する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 850 1910 1137">③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を、届出の位置とは 全く異なる場所へ新たに設置した場合 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1137 1910 1401">④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合</td> <td data-bbox="1910 1137 2022 1401">なし</td> </tr> </tbody> </table>	変更の内容	8か月制限	①大規模小売店舗の新設をする日 大型店の新設届出に係る手続中に、新設する日を繰り上げようとする場合	あり	②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」を超える面積に増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」を超える面積に増床する場合	③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を、届出の位置とは 全く異なる場所へ新たに設置した場合 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合	④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし
変更の内容	8か月制限																
①大規模小売店舗の新設をする日 大型店の新設届出に係る手続中に、新設する日を繰り上げようとする場合	あり																
②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」を超える面積に増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」を超える面積に増床する場合																	
③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を、届出の位置とは離れた位置に移動・増設・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合																	
④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし																
変更の内容	8か月制限																
①大規模小売店舗の新設をする日 大型店の新設届出に係る手続中に、新設する日を繰り上げようとする場合	あり																
②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」を超える面積に増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」を超える面積に増床する場合																	
③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を、届出の位置とは 全く異なる場所へ新たに設置した場合 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合																	
④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし																
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>																

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

4-2 (略)
 4-3 (略)
 4-4 「軽微な変更」について
 大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと横浜市が確認した変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

1 (略)
 2 (略)
 3 「軽微な変更」として手続を行うには [要綱 10]
 「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実確認を行う必要があります。

必要に応じて、実確認のための資料等の提出をお願いします。

実確認の結果、「軽微な変更」として手続を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○ 年 ○ 月 ○ 日	「軽微な変更」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実確認。	協議中・終了

第5章 法附則第5条第1項の手続を行うとき
 5-1 法施行時に既に開店している大型店について

4-2 (略)
 4-3 (略)
 4-4 「軽微な変更」について
 大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと横浜市が確認した変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

1 (略)
 2 (略)
 3 「軽微な変更」として手続を行うには [要綱 10]
 「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実確認を行う必要があります。

必要に応じて、実確認のための資料等の提出をお願いします。

実確認の結果、「軽微な変更」として手続を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○ 年 ○ 月 ○ 日	「(対象となる変更)」における「軽微な変更」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実確認。	協議中・終了

第5章 法附則第5条第1項の手続を行うとき
 5-1 法施行時に既に開店している大型店について

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>1 届出が必要となる変更について (略) 届出が必要となる変更の内容と8か月制限の有無</p>	<p>1 届出が必要となる変更について (略) 届出が必要となる変更の内容と8か月制限の有無</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 277 981 344">変更の内容</th> <th data-bbox="981 277 1104 344">8か月制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 344 981 443">①大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積の合計を増やす場合、店舗面積の合計を減らす場合</td> <td data-bbox="981 344 1104 443" rowspan="2">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 443 981 730">②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を離れた位置に移設・増設・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合、増やす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の締結・解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合、増やす場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 730 981 1026">③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 開店時刻を繰り下げる場合／閉店時刻を繰り上げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合</td> <td data-bbox="981 730 1104 1026">なし</td> </tr> </tbody> </table>	変更の内容	8か月制限	①大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積の合計を増やす場合、店舗面積の合計を減らす場合	あり	②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を離れた位置に移設・増設・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合、増やす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の締結・解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合、増やす場合	③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 開店時刻を繰り下げる場合／閉店時刻を繰り上げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 277 1904 344">変更の内容</th> <th data-bbox="1904 277 2027 344">8か月制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 344 1904 443">①大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積の合計を増やす場合、店舗面積の合計を減らす場合</td> <td data-bbox="1904 344 2027 443" rowspan="2">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 443 1904 730">②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を <u>全く異なる場所へ新たに設置した場合</u> 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合、増やす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の締結・解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合、増やす場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 730 1904 1026">③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 開店時刻を繰り下げる場合／閉店時刻を繰り上げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合</td> <td data-bbox="1904 730 2027 1026">なし</td> </tr> </tbody> </table>	変更の内容	8か月制限	①大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積の合計を増やす場合、店舗面積の合計を減らす場合	あり	②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を <u>全く異なる場所へ新たに設置した場合</u> 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合、増やす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の締結・解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合、増やす場合	③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 開店時刻を繰り下げる場合／閉店時刻を繰り上げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし
変更の内容	8か月制限														
①大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積の合計を増やす場合、店舗面積の合計を減らす場合	あり														
②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を離れた位置に移設・増設・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合、増やす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の締結・解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合、増やす場合															
③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 開店時刻を繰り下げる場合／閉店時刻を繰り上げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし														
変更の内容	8か月制限														
①大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積の合計を増やす場合、店舗面積の合計を減らす場合	あり														
②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を <u>全く異なる場所へ新たに設置した場合</u> 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合、増やす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の締結・解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合、増やす場合															
③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 開店時刻を繰り下げる場合／閉店時刻を繰り上げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし														
<p>2 (略) 3 (略) 5-2 (略) 5-3 変更の届出について 1 届出書・添付書類[法附則 5-1][法附則 5-3][施行規則 20][要綱 6] (略) 5-4 「軽微な変更」について 大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと横浜</p>	<p>2 (略) 3 (略) 5-2 (略) 5-3 変更の届出について 1 届出書・添付書類[法附則 5-1][法附則 5-3][施行規則 20][要綱 <u>4-3</u>] (略) 5-4 「軽微な変更」について 大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと横浜</p>														

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

市が確認した変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 「軽微な変更」として手続を行うには [要綱 10]

「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認を行う必要があります。

必要に応じて、実事確認のための資料等の提出をお願いします。

実事確認の結果、「軽微な変更」として手続を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○年 ○月 ○日	「軽微な変更」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認。	協議中・ 終了

第6章 その他の手続を行うとき

「法第5条(新設)」「法第6条2項(変更)」以外のその他の手続では、出店概要書・事前説明書・説明書を作成していただく必要はありません。事前に届出書案を作成し、形式要件の確認を受けることをおすすめしますので、経済局窓口まで御相談ください。

6-1 法第6条第1項の手続について

市が確認した変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 「軽微な変更」として手続を行うには [要綱 10]

「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認を行う必要があります。

必要に応じて、実事確認のための資料等の提出をお願いします。

実事確認の結果、「軽微な変更」として手続を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○年 ○月 ○日	「(対象となる変更)」における「軽微な変更」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認。	協議中・ 終了

第6章 その他の手続を行うとき

「法第5条(新設)」「法第6条第2項(変更)」以外のその他の手続では、出店概要書・事前説明書・説明書を作成していただく必要はありません。事前に届出書案を作成し、形式要件の確認を受けることをおすすめしますので、経済局窓口まで御相談ください。

6-1 法第6条第1項の手続について

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>(大規模小売店舗の名称、所在地、設置者や小売業者の氏名等の変更) 次に該当する場合、この手続の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型店の名称、(住居表示等による)所在地の変更 ・設置者/小売業者の氏名(名称)、住所、代表者氏名(法人の場合)の変更 <p>届出後、横浜市では横浜市報へ届出概要の公告を行い、その日から4か月間届出書を縦覧します。</p> <p>○届出書 様式[施行規則様式第2]に従って作成します。</p> <p>○提出時期 変更後遅滞なく</p> <p><届出書の様式・作成上の注意点></p> <p>*事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。</p> <p>*作成にあっては、記載例をご確認ください。</p> <p>6-2 法第6条第5項の手続について(大規模小売店舗の廃止) 次に該当する場合、この手続の対象となります。[法6-5][施行規則9]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型店を廃止(建物の取壊し/小売店舗以外への用途の転用等) ・店舗面積の合計を「1,000 m²以下」に減少して営業を継続 <p>横浜市では、届出後、横浜市報へ届出概要の公告を行います。</p> <p>○届出書 様式[施行規則様式第4]に従って作成します。</p> <p>○提出時期 あらかじめ</p> <p><届出書の様式・作成上の注意点></p> <p>*事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。</p> <p>*作成にあっては、記載例をご確認ください。</p> <p>6-3 (略)</p> <p>6-4 (略)</p> <p>第7章 届出後の手続について</p>	<p>(大規模小売店舗の名称、所在地、設置者や小売業者の氏名等の変更) 次に該当する場合、この手続の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型店の名称、(住居表示等による)所在地の変更 ・設置者/小売業者の氏名(名称)、住所、代表者氏名(法人の場合)の変更 <p>届出後、横浜市では届出概要の公告を行い、その日から4か月間届出書を縦覧します。</p> <p>○届出書 様式[施行規則様式第2]に従って作成します。</p> <p>○提出時期 変更後遅滞なく</p> <p><届出書の様式・作成上の注意点></p> <p>*事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。</p> <p>*作成にあっては、記載例をご確認ください。</p> <p>6-2 法第6条第5項の手続について(大規模小売店舗の廃止) 次に該当する場合、この手続の対象となります。[法6-5][施行規則9]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型店を廃止(建物の取壊し/小売店舗以外への用途の転用等) ・店舗面積の合計を「1,000 m²以下」に減少して営業を継続 <p>横浜市では、届出後、届出概要の公告を行います。</p> <p>○届出書 様式[施行規則様式第4]に従って作成します。</p> <p>○提出時期 あらかじめ</p> <p><届出書の様式・作成上の注意点></p> <p>*事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。</p> <p>*作成にあっては、記載例をご確認ください。</p> <p>6-3 (略)</p> <p>6-4 (略)</p> <p>第7章 届出後の手続について</p>
---	---

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>7-1 説明会の開催について</p> <p>1 説明会の開催方法 [法7][施行規則11-1][要綱11]</p> <p>大型店の設置者は、届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催しなければなりません。説明会は、次により開催してください。また、説明会の開催にあたり特に配慮が必要な事項について、横浜市が意見を述べる場合があります。</p>		<p>7-1 説明会の開催について</p> <p>1 説明会の開催方法 [法7][施行規則11-1][要綱11]</p> <p>大型店の設置者は、届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催しなければなりません。説明会は、次により開催してください。また、説明会の開催にあたり特に配慮が必要な事項について、横浜市が意見を述べる場合があります。</p>	
会場	<p>当該店舗所在区内で、相当な人数を収容できる施設（店舗内会議室、町内会館、地区センター、公会堂等）で開催してください。</p> <p>※市境店舗の場合、店舗周辺の他市域住民の参加の便も配慮してください。</p>	会場	<p>当該店舗所在区内で、相当な人数を収容できる施設（店舗内会議室、町内会館、地区センター、公会堂等）で開催してください。</p> <p>※市境店舗の場合、店舗周辺の他市域住民の参加の便も配慮してください。</p>
開催回数	<p>1 新設（法5条1項）の場合は2回 ただし、次の時間帯が深夜時間帯（23時から6時まで）に及ぶ新設の場合は3回。</p> <p>①「営業時間」 ②「駐車場を利用することができる時間帯」 ③「荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯」</p> <p>2 変更（法6条2項・附則5条）の場合は1回 ただし、次の時間帯が深夜時間帯（23時から6時まで）に及ぶ新設の場合は2回。</p> <p>①「営業時間」 ②「駐車場を利用することができる時間帯」 ③「荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯」</p> <p>3 3回実施する場合、「掲示による説明会」と同程度の措置を講じた場合は、2回とすることができます。</p>	開催回数	<p>1 新設（法第5条）の場合は2回 ただし、次の時間帯が深夜時間帯（23時から6時まで）に及ぶ場合は3回。</p> <p>①「営業時間」 ②「駐車場を利用することができる時間帯」 ③「荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯」</p> <p>2 変更（法第6条第2項・法附則第5条）の場合は1回 ただし、次の時間帯が深夜時間帯（23時から6時まで）に及ぶ場合は2回。</p> <p>①「営業時間」 ②「駐車場を利用することができる時間帯」 ③「荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯」</p> <p>3 3回実施する場合、「掲示による説明会」と同程度の措置を講じた場合は、2回とすることができます。</p>
開催日時	<p>1 少なくとも1回は「祝日を除く月曜日から金曜日の午後6時以降」、「土曜日」、「日曜日」、「祝日」のいずれかに開催してください。なお、開催日時は地域の意向を踏まえて決定してください。</p> <p>2 2回以上開催するときは、同じ日に別の時間で2回以上開催することは避けてください。やむを得ず同じ日に開催するときは、説明会の開始時刻を4時間以上あけてください。</p>	開催日時	<p>1 少なくとも1回は「祝日を除く月曜日から金曜日の午後6時以降」、「土曜日」、「日曜日」、「祝日」のいずれかに開催してください。なお、開催日時は地域の意向を踏まえて決定してください。</p> <p>2 2回以上開催するときは、同じ日に別の時間で2回以上開催することは避けてください。やむを得ず同じ日に開催するときは、説明会の開始時刻を4時間以上あけてください。</p>

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

配布資料	「届出書・添付書類」の代わりに、指針に基づく配慮事項について詳細な説明が記載されている「説明書」を資料として用いることができます。	配布資料	「届出書・添付書類」の代わりに、指針に基づく配慮事項について詳細な説明が記載されている「説明書」を資料として用いることができます。
<p>2 説明会開催の公告</p> <p>大型店の設置者は、説明会を開催する日の1週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。</p> <p>なお、開催公告のほかに、近隣の住民・町内会・学校等に対して案内を配布するなど幅広い周知を行うようお願いします。</p>		<p>2 説明会開催の公告</p> <p>大型店の設置者は、説明会を開催する日の1週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。</p> <p>なお、開催公告のほかに、近隣の住民・町内会・学校等に対して案内を配布するなど幅広い周知を行うようお願いします。</p>	
公告方法	<p>①～③の方法で行うこととしますが、③については可能な限り行うこととします。</p> <p>①店舗敷地境界から1kmの範囲で購読される、市場占有率が上位の日刊新聞紙 (3紙以上)への</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催案内の掲載(大きさは2段3分の1以上) ・開催案内チラシの折り込み(大きさはB5以上) のいずれか1つ ・店舗の「売出しチラシ」への掲載(大きさは150cm²以上) ※ <p>※ 変更(法6条2項・附則5条)の場合のみ</p> <p>②店舗敷地(店舗入口付近)への開催案内の標識掲出(様式有、大きさはA3以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設の場合、出店予定敷地の公道に接している全ての面で、敷地内(道路から1m以内)に掲出します。 ・変更の場合、店舗の来店客用の入口全てについて、入口付近の人目に付く場所に掲出します。 <p>③店舗用(事業者用)ホームページ</p>	公告方法	<p>①～③の方法で行うこととしますが、③については可能な限り行うこととします。</p> <p>①店舗敷地境界から1kmの範囲で購読される、市場占有率が上位の日刊新聞紙 (3紙以上)への</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催案内の掲載(大きさは2段3分の1以上) ・開催案内チラシの折り込み(大きさはB5以上) のいずれか1つ ・店舗の「売出しチラシ」への掲載(大きさは150cm²以上) ※ <p>※ 変更(法第6条第2項・法附則第5条)の場合のみ</p> <p>②店舗敷地(店舗入口付近)への開催案内の標識掲出(様式有、大きさはA3以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設の場合、出店予定敷地の公道に接している全ての面で、敷地内(道路から1m以内)に掲出します。 ・変更の場合、店舗の来店客用の入口全てについて、入口付近の人目に付く場所に掲出します。 <p>③店舗用(事業者用)ホームページ</p>
公告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催日時、開催場所 ・当該大型店を設置する者 ・当該大型店内の店舗面積の合計 ・当該大型店の名称、所在地 ・小売業者の氏名又は名称、住所 ・説明会に関する問い合わせ先 	公告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催日時、開催場所 ・当該大型店を設置する者 ・当該大型店内の店舗面積の合計 ・当該大型店の名称、所在地 ・小売業者の氏名又は名称、住所 ・説明会に関する問い合わせ先

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>7-2 「説明会を掲示により行う場合」について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 掲示による説明会の方法について [要綱 12-2]</p> <p>「説明会を掲示により行う場合」に該当する事実確認がされたときは、 法第 7 条の説明会は、次の方法により掲示を行います。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>7-2 「説明会を掲示により行う場合」について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 掲示による説明会の方法について [要綱 12-2]</p> <p>「説明会を掲示により行う場合」に該当する事実確認がされたときは、 法第 7 条の説明会は、次の方法により掲示を行います。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 579 338 898">方法</td> <td data-bbox="347 579 1104 898"> <p>①・②・③のすべてを行います。</p> <p>①当該大型店内に「変更届出書・説明書」を設置し、閲覧できるように<u>します</u>（サービスカウンター等に設置<u>しま</u>す）。</p> <p>②当該大型店の来店客用の入口・①の閲覧箇所の見やすい場所への標識掲出 (様式があります。大きさはA 3以上です。)</p> <p>③インターネット上への標識掲出</p> </td> </tr> </table>	方法	<p>①・②・③のすべてを行います。</p> <p>①当該大型店内に「変更届出書・説明書」を設置し、閲覧できるように<u>します</u>（サービスカウンター等に設置<u>しま</u>す）。</p> <p>②当該大型店の来店客用の入口・①の閲覧箇所の見やすい場所への標識掲出 (様式があります。大きさはA 3以上です。)</p> <p>③インターネット上への標識掲出</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 579 1270 898">方法</td> <td data-bbox="1279 579 2040 898"> <p>①・②・③のすべてを行います。</p> <p>①当該大型店内に「変更届出書・説明書」を設置し、閲覧できるように<u>するか</u>（サービスカウンター等に設置）、 <u>インターネット上に掲載します</u>。</p> <p>②当該大型店の来店客用の入口・①の閲覧箇所の見やすい場所への標識掲出 (様式があります。大きさはA 3以上です。)</p> <p>③インターネット上への標識掲出</p> </td> </tr> </table>	方法	<p>①・②・③のすべてを行います。</p> <p>①当該大型店内に「変更届出書・説明書」を設置し、閲覧できるように<u>するか</u>（サービスカウンター等に設置）、 <u>インターネット上に掲載します</u>。</p> <p>②当該大型店の来店客用の入口・①の閲覧箇所の見やすい場所への標識掲出 (様式があります。大きさはA 3以上です。)</p> <p>③インターネット上への標識掲出</p>
方法	<p>①・②・③のすべてを行います。</p> <p>①当該大型店内に「変更届出書・説明書」を設置し、閲覧できるように<u>します</u>（サービスカウンター等に設置<u>しま</u>す）。</p> <p>②当該大型店の来店客用の入口・①の閲覧箇所の見やすい場所への標識掲出 (様式があります。大きさはA 3以上です。)</p> <p>③インターネット上への標識掲出</p>				
方法	<p>①・②・③のすべてを行います。</p> <p>①当該大型店内に「変更届出書・説明書」を設置し、閲覧できるように<u>するか</u>（サービスカウンター等に設置）、 <u>インターネット上に掲載します</u>。</p> <p>②当該大型店の来店客用の入口・①の閲覧箇所の見やすい場所への標識掲出 (様式があります。大きさはA 3以上です。)</p> <p>③インターネット上への標識掲出</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 920 338 963">掲示期間</td> <td data-bbox="347 920 1104 963">変更届出書を提出した日から 4か月間実施します。</td> </tr> </table>	掲示期間	変更届出書を提出した日から 4か月間実施します。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 920 1270 963">掲示期間</td> <td data-bbox="1279 920 2040 963"><u>届出後速やかに掲出し、縦覧期間が終わるまで実施します。</u></td> </tr> </table>	掲示期間	<u>届出後速やかに掲出し、縦覧期間が終わるまで実施します。</u>
掲示期間	変更届出書を提出した日から 4か月間実施します。				
掲示期間	<u>届出後速やかに掲出し、縦覧期間が終わるまで実施します。</u>				
<p>△注意</p> <p>※上記の方法により掲示を実施した場合、この掲示をもって法第 7 条第 2 項の規定による「説明会の開催の公告」とみなします。</p> <p>※掲示は、変更届出書の提出日から開始しますので、届出前に掲示の準備を済ませてください。</p> <p><標識の様式・作成上の注意点></p> <p>*事前に標識案を提出し、確認を受けることもできます。</p> <p>*作成にあっては、記載例をご確認ください。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>△注意</p> <p>※上記の方法により掲示を実施した場合、この掲示をもって法第 7 条第 2 項の規定による「説明会の開催の公告」とみなします。</p> <p>※掲示は、変更届出書の提出日から開始しますので、届出前に掲示の準備を済ませてください。</p> <p><標識の様式・作成上の注意点></p> <p>*事前に標識案を提出し、確認を受けることもできます。</p> <p>*作成にあっては、記載例をご確認ください。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>				

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>7-3 横浜市が行う公告・届出書等の縦覧・意見書の受付</p> <p>1 公告・届出書等の縦覧 [要綱 7]</p> <p>横浜市では、<u>横浜市報</u>に掲載することにより、公告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出概要の公告 [法 5-3] [法 6-3] [法 8-8] ・大型店廃止の届出の公告 [法 6-6] ・住民等の意見の概要の公告 [法 8-3] ・横浜市の意見の概要の公告 [法 8-6] ・横浜市の勧告の公告 [法 9-3] <p>2 届出書等の縦覧 [要綱 8]</p> <p>届出概要の公告の日から 4 か月間、「届出書・添付書類の縦覧」を行います。</p> <p><u>(1) 縦覧場所</u></p> <p><u>横浜市経済局商業振興課</u></p> <p><u>出店所在地の区役所区政推進課（新設[法 5-1]の場合のみ）</u></p> <p><u>(2) 縦覧時間</u></p> <p><u>午前 8 時 45 分から午後 5 時まで（土曜日・休日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）</u></p> <p><u>※公告の日から 4 か月後にあたる日が土曜日・休日・祝日に該当する場合、その翌開庁日までです。</u></p> <p>3 届出書等の縦覧 [法 8-2] [法 8-3] [要綱 16]</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 意見書の提出先及び提出方法</p> <p>横浜市経済局商業振興課</p> <p>郵送又は直接窓口に提出してください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-4 (略)</p>	<p>7-3 横浜市が行う公告・届出書等の縦覧・意見書の受付</p> <p>1 公告・届出書等の縦覧 [要綱 7]</p> <p>横浜市では、<u>市ホームページ</u>に掲載することにより、公告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出概要の公告 [法 5-3] [法 6-3] [法 8-8] ・大型店廃止の届出の公告 [法 6-6] ・住民等の意見の概要の公告 [法 8-3] ・横浜市の意見の概要の公告 [法 8-6] ・横浜市の勧告の公告 [法 9-3] <p>2 届出書等の縦覧 [要綱 8]</p> <p>届出概要の公告の日から 4 か月間、「届出書・添付書類の縦覧」を行います。</p> <p>※公告の日から 4 か月後にあたる日が土曜日・休日・祝日に該当する場合、その翌開庁日までです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧場所 <p>【市ホームページ】</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/joukyou/kokoku.html</p> <p>3 届出書等の縦覧 [法 8-2] [法 8-3] [要綱 16]</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 意見書の提出先及び提出方法</p> <p>横浜市経済局商業振興課</p> <p>郵送、<u>電子メール</u>又は直接窓口に提出してください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-4 (略)</p>
---	---

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>7-5 横浜市の意見／意見を有しない旨の通知</p> <p>横浜市は、届出から 8 か月以内に、提出された届出書・添付書類（説明書）の内容をもとに、住民等の意見、指針・市基準を<u>考慮し</u>、横浜市の意見[法 8-4]の有無及び内容の決定をします。</p> <p>1 横浜市の意見 [法 8-4] [法 8-6] [要綱 18-3]</p> <p>横浜市が意見を述べる場合、「横浜市意見の通知」[要綱様式第 13]により大型店設置者に通知します。なお、横浜市の意見については、その概要を公告し、公告の日から 1 か月間意見の縦覧を行います。</p> <p>2 意見を有しない旨の通知 [法 8-4] [法 8-5] [要綱 18-3]</p> <p>横浜市が、大型店の届出に対し意見を有しない場合、「意見を有しない旨の通知」[要綱様式第 14]により大型店設置者に通知します。</p> <p>横浜市が意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法手続は終了し、大型店の設置者は届出から 8 か月以内であっても大型店を開店（設置）することができます。</p> <p>横浜市が意見を有しない旨の通知を行った場合、法に基づく公告・縦覧の規定はありませんが、横浜市経済局ホームページにて意見を有しない旨の通知を行った旨を掲載します。</p> <p>なお、開店日が確定次第、横浜市への報告をお願いします。</p> <p>7-6 （略）</p> <p>7-7 横浜市の勧告／勧告を行わない旨の通知</p> <p>横浜市は、届出・通知から 2 か月以内に、提出された届出書（通知書）・添付書類（説明書）の内容をもとに、指針・市基準を<u>考慮し</u>、横浜市の勧告の有無及び内容の決定をします。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>7-8 変更の届出／添付書類変更の届出</p>	<p>7-5 横浜市の意見／意見を有しない旨の通知</p> <p>横浜市は、届出から 8 か月以内に、提出された届出書・添付書類（説明書）の内容をもとに、住民等の意見に<u>配意し</u>、指針・市基準を<u>勘案して</u>、横浜市の意見[法 8-4]の有無及び内容の決定をします。</p> <p>1 横浜市の意見 [法 8-4] [法 8-6] [要綱 18-3]</p> <p>横浜市が意見を述べる場合、「横浜市意見の通知」[要綱様式第 9号]により大型店設置者に通知します。なお、横浜市の意見については、その概要を公告し、公告の日から 1 か月間意見の縦覧を行います。</p> <p>2 意見を有しない旨の通知 [法 8-4] [法 8-5] [要綱 18-3]</p> <p>横浜市が、大型店の届出に対し意見を有しない場合、「意見を有しない旨の通知」[要綱様式第 10号]により大型店設置者に通知します。</p> <p>横浜市が意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法手続は終了し、大型店の設置者は届出から 8 か月以内であっても大型店を開店（設置）することができます。</p> <p>横浜市が意見を有しない旨の通知を行った場合、法に基づく公告・縦覧の規定はありませんが、横浜市経済局ホームページにて意見を有しない旨の通知を行った旨を掲載します。</p> <p>なお、開店日が確定次第、横浜市への報告をお願いします。</p> <p>7-6 （略）</p> <p>7-7 横浜市の勧告／勧告を行わない旨の通知</p> <p>横浜市は、届出・通知から 2 か月以内に、提出された届出書（通知書）・添付書類（説明書）の内容をもとに、指針・市基準を<u>勘案して</u>、横浜市の勧告の有無及び内容の決定をします。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>7-8 変更の届出／添付書類変更の届出</p>
---	---

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>横浜市の勧告の通知を受けた場合、大型店の設置者は勧告の内容を踏まえて出店計画を再度検討し、次の 1・2 のいずれかの方法により必要な届出を行います。対応策の検討・届出（通知）の作成にあたっては、経済局窓口やその他関係局課と十分な調整を図ってください。なお、2 か月を経過しても届出・連絡のない場合、「横浜市の勧告に従わない」ものとみなし、公表に向けた手続に入ることがあります。[要綱 25-2]</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 届出・連絡の期限及び提出部数</p> <p>大型店の設置者は、横浜市が勧告の通知を行った日から 2 か月以内に届出を行うか、届出が間に合わないときは経済局窓口、その旨の連絡を書面により行ってください。<u>提出部数は「1-6 各手続に伴う提出書類及び提出部数について」をご覧ください。</u></p> <p>7-9 （略）</p> <p>7-10 （略）</p> <p>7-11 法手続終了後の店舗窓口担当者の選任</p> <p>法手続終了後、届出書の内容（添付書類等を含む）どおりに、店舗運営を適正に行う必要があります（法 10 条）。届出の内容と著しく異なる場合、虚偽届出・虚偽記載となることもあります。届出書の内容を正確に把握・理解し、店舗従業員・出入業者（搬出入を行う運送業者等）に対して指導を行うことのできる立場の方（店長等）を「店舗運営管理者」として選任してください</p> <p>第 8 章 <u>地域貢献に関する事項について</u></p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 計画書の提出について</p>	<p>横浜市の勧告の通知を受けた場合、大型店の設置者は勧告の内容を踏まえて出店計画を再度検討し、次の 1・2 のいずれかの方法により必要な届出を行います。対応策の検討・届出（通知）の作成にあたっては、経済局窓口やその他関係局課と十分な調整を図ってください。なお、2 か月を経過しても届出・連絡のない場合、「横浜市の勧告に従わない」ものとみなし、公表に向けた手続に入ることがあります。[要綱 25-2]</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 届出・連絡の期限及び提出部数</p> <p>大型店の設置者は、横浜市が勧告の通知を行った日から 2 か月以内に届出を行うか、届出が間に合わないときは経済局窓口、その旨の連絡を行ってください。</p> <p>7-9 （略）</p> <p>7-10 （略）</p> <p>7-11 法手続終了後の店舗窓口担当者の選任</p> <p>法手続終了後、届出書の内容（添付書類等を含む）どおりに、店舗運営を適正に行う必要があります（法第 10 条）。届出の内容と著しく異なる場合、虚偽届出・虚偽記載となることもあります。届出書の内容を正確に把握・理解し、店舗従業員・出入業者（搬出入を行う運送業者等）に対して指導を行うことのできる立場の方（店長等）を「店舗運営管理者」として選任してください</p> <p>第 8 章 <u>その他関連</u>する事項について</p> <p><u>8-1 地域貢献に関する事項について</u></p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 計画書の提出について</p>
--	--

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

大型店が行う地域貢献の取組に対して、地域住民等の理解や参加を促していくために、「地域貢献計画書」（以下「計画書」という。P48 参照）の提出（任意）を、お願いします。なお、計画書の提出の有無及び提出された内容については、大規模小売店舗立地法に基づく意見等の対象とはなりません。

○対象 全ての大規模小売店舗（設置者又は小売業者）

○提出時期

新設店舗：原則として、「事前説明書」の提出時に「地域貢献計画書（案）」、「届出書」の提出時に「地域貢献計画書」

既存店舗：随時（提出時は、ご連絡ください。）

○提出部数 1部

○公表等 ご提出いただいた計画書は、経済局のホームページに掲載いたします。店舗におかれましても、店頭への掲示等、地域への積極的な情報提供をお願いします。

4 地域貢献の取組事例

<分野1>（略）

<分野2>（略）

<分野3>

取組分野	項目	具体的内容の例
こども・青少年	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、一時預かり施設等の設置 ・授乳室、乳幼児の遊び場等の設置 ・放課後児童クラブ等の設置 ・子育て家庭支援応援事業「ハマハグ」※への協賛登録 ・子育てイベントの連携協力（会場提供、ポスター掲示等）

大型店が行う地域貢献の取組に対して、地域住民等の理解や参加を促していくために、「地域貢献計画書」（以下「計画書」という。P48 参照）の提出（任意）を、お願いします。なお、計画書の提出の有無及び提出された内容については、大規模小売店舗立地法に基づく意見等の対象とはなりません。

○対象 全ての大規模小売店舗（設置者又は小売業者）

○提出時期

新設店舗：原則として、「事前説明書」の提出時に「地域貢献計画書（案）」、「届出書」の提出時に「地域貢献計画書」

既存店舗：随時（提出時は、ご連絡ください。）

○提出部数 1部

○公表等 ご提出いただいた計画書は、市のホームページに掲載いたします。店舗におかれましても、店頭への掲示等、地域への積極的な情報提供をお願いします。

4 地域貢献の取組事例

<分野1>（略）

<分野2>（略）

<分野3>

取組分野	項目	具体的内容の例
こども・青少年	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、一時預かり施設等の設置 ・授乳室、乳幼児の遊び場等の設置 ・放課後児童クラブ等の設置 ・子育て家庭支援応援事業「ハマハグ」※への協賛登録 ・子育てイベントの連携協力（会場提供、ポスター掲示等）

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

	児童虐待・DV防止	・児童虐待防止、DV(ドメスティック・バイオレンス)防止に係る広報・啓発事業(ポスター掲示、店舗チラシへの掲載、イベント会場の提供等)への協力		児童虐待・DV防止	・児童虐待防止、DV(ドメスティック・バイオレンス)防止に係る広報・啓発事業(ポスター掲示、店舗チラシへの掲載、イベント会場の提供等)への協力
	青少年の健全育成・自立支援	・万引き、非行防止に関する取組 ・若者の就労支援(インターンシップ)に関する協力		青少年の健全育成・自立支援	・ <u>店舗内での見守りや声かけ等の万引き・非行防止の取組</u> ・ <u>地域の安全見守り活動への協力</u> ・若者の就労支援(インターンシップ)に関する協力

※「ハマハグ」:子育て中の方(小学生以下の子どもがいる家庭の方)、妊娠中の方が、ハマハグに協賛しているお店・施設で登録証を見せると、ちょっとした心配りから、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待まで、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられるしくみです。

<分野4>

取組分野	項目	具体的内容の例
健康・福祉	健康づくりへの協力	・食中毒予防事業への協力(キャンペーンの会場提供、ポスター掲示、店舗チラシへの掲載等)
	高齢者、障害者等に配慮した取組	・視覚障害者に分かりやすい商品案内等の配慮(拡大文字表示、音声案内、スタッフの店内同行等) ・「濱ともカード※」事業への協賛協力 ・「優先駐車区画※」の設置及び駐車場マナーの周知協力

※「ハマハグ」:子育て中の方(小学生以下の子どもがいる家庭の方)、妊娠中の方が、ハマハグに協賛しているお店・施設で登録証を見せると、ちょっとした心配りから、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待まで、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられるしくみです。

<分野4>

取組分野	項目	具体的内容の例
健康・福祉	健康づくりへの協力	・食中毒予防事業への協力(キャンペーンの会場提供、ポスター掲示、店舗チラシへの掲載等)
	高齢者、障害者等に配慮した取組	・視覚障害者に分かりやすい商品案内等の配慮(拡大文字表示、音声案内、スタッフの店内同行等) ・「濱ともカード※」事業への協賛協力 ・「優先駐車区画※」の設置及び駐車場マナーの周知協力

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

	障害者、高齢者、母子家庭等の雇用促進及び労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用促進等に関する法律の基準を上回る雇用の促進 ・横浜市障害者就労支援センターにおいて実施する「職場実習事業」への協力 		地域の障害者支援施設等の活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者施設等で製作された物品等の販売への協力
	地域の障害者支援施設等の活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者施設等で製作された物品等の販売への協力 		就労訓練の提供への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく「就労訓練事業※」への協力
	就労訓練の提供への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく「就労訓練事業※」への協力 			

※「濱ともカード」:

「濱とも協賛店」に提示すると、商品・入場料の割引など高齢者（65才以上）に優しいサービスを受けることができるカードで、高齢者の外出による社会参加を促すことを目的とした取組。

※「優先駐車区画」:

主に車いす使用者が利用する幅の広い駐車区画とは別に、移動が困難な方のために通常の駐車区画と同じ幅で出入口に近い位置に設置される区画のことで、想定される利用者は、心臓疾患や呼吸器疾患など内部障害のある方や妊産婦など。

優先駐車区画を設置する場合は、路面を緑に塗装し、対象者のピクトを掲示すること。

※「就労訓練事業」:

企業やNPO法人、社会福祉法人等が自主事業として、すぐに一般就労

※「濱ともカード」:

65歳以上の方が「濱とも協賛店」で提示することで、商品の割引や入場料の割引など、さまざまな高齢者向けサービスを受けられるカード。高齢者の方が外出しやすくなり、地域での社会参加を促すことを目的とした取組。

※「優先駐車区画」:

主に車いす使用者が利用する幅の広い駐車区画とは別に、移動が困難な方のために通常の駐車区画と同じ幅で出入口に近い位置に設置される区画のことで、想定される利用者は、心臓疾患や呼吸器疾患など内部障害のある方や妊産婦など。

優先駐車区画を設置する場合は、路面を緑に塗装し、対象者のピクトを掲示すること。

※「就労訓練事業」:

企業やNPO法人、社会福祉法人等が自主事業として、すぐに一般就労

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

に就くことが困難な方、一般就労を行うための支援が必要な方に対して、就労訓練の場や支援つきの就労の場を提供していただく事業。

<分野5>

取組分野	項目	具体的内容の例
環境	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、太陽熱利用設備等の設置 ・高効率設備（照明、給湯器等）の設置 ・過剰な照明の削減 ・店舗内の空調温度の適切な設定 ・電気自動車の充電設備の設置
	生物多様性に関する取組の推進※	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保護に寄与することが認められた商品の積極的な販売等

に就くことが困難な方、一般就労を行うための支援が必要な方に対して、就労訓練の場や支援つきの就労の場を提供していただく事業。

<分野5>

取組分野	項目	具体的内容の例
環境	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、太陽熱利用設備等の設置 ・高効率設備（照明、給湯器等）の設置 ・過剰な照明の削減 ・店舗内の空調温度の適切な設定 ・電気自動車の充電設備の設置 ・<u>家庭用廃食油の回収BOXの設置</u>
	生物多様性に関する取組の推進※	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>消費者がエシカル消費を行いやすい環境づくりや、環境に配慮された原材料や製品の積極的な販売等</u> ・<u>外来種の非意図的な分布拡大を防ぐために、外来種の移動に関係している可能性のあるもの（土砂や植木、コンテナ、パレット等）の運搬の際は、動植物の付着がないか確認を行うなど予防的対策を実施</u> ・<u>屋上空間を利用した生き物の生息空間の創出（壁面緑化や屋上緑化、小さな水辺づくり等の環境づくり）</u>

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

	水とみどりに関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の推進（店舗敷地及び屋上、壁面など） ・雨水の地下浸透対策の推進（駐車場の透水性舗装や地下浸透施設の設置など） ・節水及び雨水の再利用 		水とみどりに関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の推進（店舗敷地及び屋上、壁面など） ・雨水の地下浸透対策の推進（駐車場の透水性舗装や地下浸透施設の設置など） ・節水及び雨水の再利用 ・<u>地域と協働した河川や水辺施設の美化活動への参加・協力</u>
	食と農に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産品販売コーナー及び生産者等の直売コーナーの設置 ・地産地消の普及啓発 		食と農に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元産品販売コーナー及び生産者等の直売コーナーの設置 ・地産地消の普及啓発
	資源循環に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市一般廃棄物処理基本計画のPR、取組の推進 ・事業活動のあらゆる段階における、それぞれの業態に応じた3R＋Renewableの取組を実施、利用者・購入者への取組の発信 ・事業所等（複合施設を含む）における、販売した商品やその容器包装類などの自主回収・店頭回収の導入、質の高いリサイクルの実施 ・自主回収リサイクルの実証実験としての場の提供 ・横浜市と協力した環境学習・普及啓発の実施 		資源循環に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市一般廃棄物処理基本計画のPR、取組の推進 ・事業活動のあらゆる段階における、それぞれの業態に応じた3R＋Renewableの取組を実施、利用者・購入者への取組の発信 ・事業所等（複合施設を含む）における、販売した商品やその容器包装類などの自主回収・店頭回収の導入、質の高いリサイクルの実施 ・自主回収リサイクルの実証実験としての場の提供 ・横浜市と協力した環境学習・普及啓発の実施

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

	<p>生活環境に関する取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき場の屋内設置、インバーター方式など低騒音型設備機器の選択、及び屋外に向けたスピーカーの設置を控えるなどの騒音対策の実施 ・悪臭、光害(屋外照明など)対策の実施 ・エコドライブの実践及び電気自動車、低公害車の導入 ・アイドリングストップの呼びかけ ・店舗への搬出入車両の集約化による車両台数の抑制 		<p>生活環境に関する取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき場の屋内設置、インバーター方式など低騒音型設備機器の選択、及び屋外に向けたスピーカーの設置を控えるなどの騒音対策の実施 ・悪臭、光害(屋外照明など)対策の実施 ・エコドライブの実践及び電気自動車、低公害車の導入 ・アイドリングストップの呼びかけ ・店舗への搬出入車両の集約化による車両台数の抑制
	<p>その他環境対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域美化活動の実施(清掃、ポイ捨て防止啓発など) ・環境教育の場や機会等の提供 ・環境に関する広報、啓発活動への協力 ・環境活動や環境活動団体への協力・支援 ・事業活動におけるグリーン購入の推進 		<p>その他環境対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域美化活動の実施(清掃、ポイ捨て防止啓発など) ・環境教育の場や機会等の提供 ・環境に関する広報、啓発活動への協力 ・環境活動や環境活動団体への協力・支援 ・事業活動におけるグリーン購入の推進 ・<u>脱炭素取組宣言の協力</u>
<p>※生物多様性に関する取組の推進： 生物多様性がもたらす自然の恵みに支えられ、また影響を与えている事業活動において、生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていくための積極的な取組が期待されています。 <分野6> (略)</p>			<p>※生物多様性に関する取組の推進： 生物多様性がもたらす自然の恵みに支えられ、また影響を与えている事業活動において、生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていくための積極的な取組が期待されています。 <分野6> (略)</p>		

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<分野7>			<分野7>		
取組分野	項目	具体的内容	取組分野	項目	具体的内容
防災・防犯	災害時における協力	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における津波避難者や帰宅困難者への施設等の提供 ・「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者への登録及びその取組の推進 ・本市からの食料品、衣料品、及び日用品等の生活必需物資の供給協力（協定締結等） ・営業継続による安定した物資供給（業務継続計画の策定等） ・救助活動、応急復旧活動等の地域住民と連携した活動への参加 ・ボランティア活動団体等への支援 ・災害ボランティア活動への従業員の派遣 	防災・防犯	災害時における協力	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における津波避難者や帰宅困難者への施設等の提供 ・「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者への登録及びその取組の推進 ・本市からの食料品、衣料品、及び日用品等の生活必需物資の供給協力（協定締結等） ・営業継続による安定した物資供給（業務継続計画の策定等） ・救助活動、応急復旧活動等の地域住民と連携した活動への参加 ・ボランティア活動団体等への支援 ・災害ボランティア活動への従業員の派遣
	地域防災活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等への積極的な参加及び協力 ・消防団、火災予防協会等の地域の消防活動団体への積極的な参加及び協力 ・地域との防災協定等の締結 ・火災予防運動への参加及び協力 		地域防災活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等への積極的な参加及び協力 ・消防団、火災予防協会等の地域の消防活動団体への積極的な参加及び協力 ・地域との防災協定等の締結 ・火災予防運動への参加及び協力
		<ul style="list-style-type: none"> ・AEDの設置 ・従業員の救命講習受講の促進 ・救急に関するイベントのスペース提供 			<ul style="list-style-type: none"> ・AEDの設置 ・従業員の救命講習受講の促進 ・救急に関するイベントのスペース提供

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

防災・防犯	防犯対策における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども（児童）の見守り活動への協力 ・「子ども 110 番の家」への登録 ・防犯キャンペーンへの参加、協力 ・店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報体制の確保 ・迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立 ・見通しを確保した商品陳列 ・防犯カメラの設置（店舗内、駐車場等） ・警備員又は従業員による定期的巡回の実施 ・サイクルラックの設置等駐輪場の整備 ・深夜営業時における警備の強化（警備員の巡回） ・営業時間外における駐車場出入口の施錠 ・適切な照明の設置 	防災・防犯	防犯対策における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども（児童）の見守り活動への協力 ・「子ども 110 番の家」への登録 ・防犯キャンペーンへの参加、協力 ・店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報体制の確保 ・迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立 ・見通しを確保した商品陳列、<u>照明の配置</u> ・防犯カメラの設置（店舗内、駐車場等） ・警備員又は従業員による定期的巡回の実施 ・サイクルラックの設置等駐輪場の整備 ・深夜営業時における警備の強化（警備員の巡回） ・営業時間外における駐車場出入口の施錠 ・<u>店舗周辺の道路への夜間照度の確保</u>
	防災・災害情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報 E メールで発行される大雨警報、光化学スモッグ注意報発令時などの来店者への情報提供 		防災・災害情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報 E メールで発行される大雨警報、光化学スモッグ注意報発令時などの来店者への情報提供

<分野 8 > (略)

5 (略)

<分野 8 > (略)

5 (略)

8-2 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定について

1 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」とは

横浜市では、地震・風水害等の災害が発生した際の市民生活の早期

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引 新旧対照表

<p>第9章 関係資料集</p>	<p><u>安定を図るために、食料品・衣料品・日用品等の「生活必需物資」の供給に関する協定を締結し、災害時の協力を要請しています。</u></p> <p><u>2 新規に協定締結を検討いただける企業のみなさまへ</u></p> <p><u>市のホームページに協定書（ひな型）や参考資料を掲載していますので、詳細はホームページよりご確認ください。</u></p> <p><u>協定の趣旨に賛同し締結を希望される場合や、不明な点がある場合は、下記ホームページの問合せ先までご連絡ください。</u></p> <p><u>市のホームページURL</u></p> <p><u><https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/other/hisaishien/saigaikyotei.html></u></p> <p>(削除)</p>
------------------	--